

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第九十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の六十（）」を「百分の五十七・五（）」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十五号

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区北とびあ条例施行規則（平成元年九月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「第二条第三項又は第四項」を「第二条の四第三項又は第四項」に改める。

第十六条第一項ただし書中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

別表第三楽器の項中

	田○ 田
	田○ 田
	田○ 田
	田○○
、	田○ ○ 、
	田○ 田
	田○ 田
	田○ 田
、	田○ 田 田 、
、	田○ 田 田 、
、	田○ 田 ○ 、
、 外	田○○○ ○ 外
、 ○	田○ 外 、 ○
、 ○	田○ 外 、 ○

を

設備の項中

五〇五〇
六〇一〇
五〇一〇
一〇二〇
三〇八〇
五〇一四〇

を

一六〇
六三〇
五二〇
一〇四〇
三〇一四〇
五〇一四〇

に改め、同表その他の舞台

一〇二〇
一〇〇
五〇
五〇
一〇〇
五〇
五〇
二〇〇
二〇〇
三〇〇
五〇
二〇五〇
二〇五〇
二〇五〇
一〇〇
二〇〇
一〇〇
一五〇
一〇〇
五〇
一五〇

を

一〇四〇
一一〇
六〇
六〇
一一〇
六〇
六〇
一一〇
一一〇
三〇
六〇
二〇九〇
二〇九〇
二〇九〇
一一〇
二二〇
一一〇
一六〇
一一〇
六〇
一六〇

に改

め、同表さくらホール音響設備の項中

<table border="1"> <tr><td>五〇五〇、二</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> </table>	五〇五〇、二	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	<table border="1"> <tr><td>二点吊りマイク装置</td></tr> <tr><td>一基</td></tr> </table>	二点吊りマイク装置	一基	<table border="1"> <tr><td>二点吊りマイク装置</td></tr> <tr><td>一基</td></tr> </table>	二点吊りマイク装置	一基	<table border="1"> <tr><td>エレベーターマイク装置</td></tr> <tr><td>一基</td></tr> </table>	エレベーターマイク装置	一基		
五〇五〇、二																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
二点吊りマイク装置																				
一基																				
二点吊りマイク装置																				
一基																				
エレベーターマイク装置																				
一基																				
<p>を</p>	<p>一回</p>	<p>一回</p>	<p>一回</p>																	
<table border="1"> <tr><td>五〇九〇、二</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> <tr><td>五〇一五</td></tr> </table>	五〇九〇、二	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	五〇一五	<table border="1"> <tr><td>六三〇円</td></tr> <tr><td>マイク別</td></tr> </table>	六三〇円	マイク別	<table border="1"> <tr><td>一、〇二〇円</td></tr> <tr><td>マイク別</td></tr> </table>	一、〇二〇円	マイク別	<table border="1"> <tr><td>五〇一〇、一</td></tr> <tr><td>五〇一五、一</td></tr> <tr><td>五〇一五、四</td></tr> </table>	五〇一〇、一	五〇一五、一	五〇一五、四
五〇九〇、二																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
五〇一五																				
六三〇円																				
マイク別																				
一、〇二〇円																				
マイク別																				
五〇一〇、一																				
五〇一五、一																				
五〇一五、四																				
<p>に、</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>																	

め、同表つつじホール音響設備の項中

跳ね返りスピーカー	一台	一回	五一〇円	
-----------	----	----	------	--

を

跳ね返りスピーカー	一台	一回	五二〇円	
拡声装置	一式	一回	五、〇〇〇円	

に改

三点吊りマイク装置	一基	一回	一、〇二〇円	マイク別
エレベーターマイク装置	一基	一回	一、〇二〇円	マイク別
ワイヤレスマイク装置	一Ch	一回	一、〇二〇円	
ワンポイントステレオコ	一本	一回	二、〇五〇円	スタンドを含む

を

三点吊りマイク装置	一基	一回	一、〇四〇円	マイク別
ワイヤレスマイク装置	一Ch	一回	一、〇四〇円	
ワンポイントステレオコ	一本	一回	二、〇九〇円	スタンドを含む

に改

拡声装置

一式

一回

三、〇〇〇円

め、同表その他の音響設備の項中

五〇一五
五〇五〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五

を

五〇一五
五〇九〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五

に改め、

同表映写設備の項中

五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一

を

五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一

に改め、同表飛鳥ホール設

備の項中

音響セット

一式

一回

一、〇二〇円

ダブルカニセット

音響セット	エアモニタマイク (録音用)	付) マイクロホン(スイッチ	補助スピーカー	
一式	一本	一本	一台	
一回	一回	一回	一回	
一、 〇四〇円	四一〇円	四一〇円	二〇〇円	
二壁レCトダマ 台ス Dーブイ ・ピヤ・台ルク 天 M カニ 井カーD セ本 ス 台プ ッ・	可用音響のセ みット使用	を可含、者響 むスのセ 。タみ ン使 ド用	二壁 台ス ピー カー	ピ二壁レCト 台ス Dー カ・ピヤ・台 天 M 井カーD ス 台プ

に、

を

ト ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ	ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	ト ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ	<table border="1"> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> </table>	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○○ ㊦	㊦○○ ㊦	㊦○ ㊦	マ イ ク ロ ホ ン （ ス イ ツ チ 付 ）	
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○○ ㊦											
㊦○○ ㊦											
㊦○ ㊦											
一 列	一 列	一 列	<table border="1"> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> <tr><td>㊦○ ㊦</td></tr> </table>	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	㊦○ ㊦	一 本	
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
㊦○ ㊦											
一 回	一 回	一 回		一 回							
四 二 〇 円	四 一 〇 円	四 一 〇 円	に、	四 二 〇 円							
				を 可 用 者 の タ ン ド を 含 む 。	ピ ー カ ー 使 用						

に、 を

○
○
ㄣ ○ ,
ㄩ
ㄩ
ㄩ
○ ,

スカイホール設備の項中

ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ㄣ ○ ,
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ○ ,

アホール設備の項中

ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ㄣ ○ ,
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ○
ㄩ ○ ○

を

を

ㄩ ,
ㄩ
ㄩ
ㄩ
ㄩ ○ ,

を

ㄩ ○
ㄩ ○
ㄩ ○ ㄩ ,
ㄩ ○
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ㄩ
ㄩ ○ ㄩ ○ ,

ㄩ ○
ㄩ ○
ㄩ ○
ㄩ ○ ㄩ ,
ㄩ ○
ㄩ ○
ㄩ ○

に改め、同表ペガサ

に改め、同表

に改め、同表カナリ

付 マイ ク ロ ホ ン （ ス イ ツ チ ）	エ ア モ ニ タ マ イ ク （ 録 音 用 ）	付 マイ ク ロ ホ ン （ ス イ ツ チ ）
一 本	一 式	一 本
一 回	一 回	一 回
四 二 〇 円	四 一 〇 円	四 一 〇 円
を 可 用 音 響 者 の セ ッ タ ミ ン ト 使 用 使	可 用 音 響 者 の セ ッ タ ミ ン ト 使 用 使	を 可 用 音 響 者 の セ ッ タ ミ ン ト 使 用 使

ス
ホ
ー
ル
設
備
の
項
中

正〇||〇、|

を

正〇正〇、|

に、

正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇
正〇

に、

を

110011
505
110011
5015
5015
110011
5015

を

110111
505
110111
5115
5115
110111
5115

に改め、同表その他

110111
110111
110111
5115
5115
110111
5115
5115
110111
110111
5115

に改め、同表ドームホール設備の項中

1001
1001
1001
5015
5015
110011
5015
5015
110011
110011
5015

を

の設備の項中

音響反射板（飛鳥・ペガサスホール）	仮設ステージ（展示ホール）	仮設ステージ（ペガサスホール）
一式	一台	一台
一回	一回	一回
五二〇円	一一〇円	二六〇円

に、

音響反射板（飛鳥・カナリア・スカイ・ペガサスホール）	仮設ステージ（展示ホール）	仮設ステージ（さくら・つじ・飛鳥・カナリア・スカイ・ペガサスホール）
一式	一台	一枚
一回	一回	一回
五一〇円	一〇〇円	二五〇円

を

音響セット (ミキシングルーム)	音響セット (多目的ルーム)
一式	一式
二時間	一回
一、〇二〇円	一、〇二〇円
カー・Dセマワ 台・プレトクア 二スーニ ピヤ台本	カー・Dセマ 台・プレト 二スーニ ピヤ台

を

一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円
マイク二本	マイク二本	マイク二本	マイク二本
カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台
カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台

を

一、〇四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円
マイク二本	マイク二本	マイク二本	マイク二本
カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台
カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台	カメラ二台

に、

音響セット (展示ホール)	一式	一回	一、〇四〇円	マイク二本 カセット一台
------------------	----	----	--------	-----------------

に、

音響セット (展示ホール)	一式	一回	一、〇二〇円	マイク二本 カセット一台
ビデオ装置 (第一研修室)	一式	一回	三、〇八〇円	

を

一、〇二〇円	ベイスターアンプ ギターアンプ ピックアップ二本・ マピカーニ スタジオ ドラムセット
六二〇円	ベイスターアンプ ギターアンプ ピックアップ二本・ マピカーニ スタジオ

を

に、

音響セット (多目的ルーム)	一式	一回	一、〇四〇円	マイク二本 CDプレーヤー 一台・スピー カー二台
-------------------	----	----	--------	------------------------------------

に、

別記第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式及び第6号様式 変更

別記第十三号様式から第十九号様式までを次のように改める。

第13号様式から第19号様式 変更

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区北とびあ条例施行規則別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十六号

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区赤羽会館条例施行規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号を次のように改める。

一 施設使用料

ア 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつた場合 全額

イ 区の都合によつて使用承認を取り消した場合 全額

ウ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

エ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつた場合 五割

二 附帯施設使用料

前号アからエまでに掲げる場合 全額

別表第二中「三、三九〇円」を「三、四六〇円」に、「五、六五〇円」を「五、

七六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、

四
〇、一
四
二

M D プ レ ー ヤ ー	C D プ レ ー ヤ ー	M D プ レ イ ヤ ー	C D プ レ ー ヤ ー	レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	レ ク チ ャ ー 卓 (ア ン プ 付)
一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	マ イ ク ー 本 付 一 回
五 二 〇 円	五 二 〇 円	五 一 〇 円	五 一 〇 円	七 二 〇 円	四 一 〇 円
講 堂 用	講 堂 用				

五〇五
五〇一
五〇一
五〇〇〇
五〇〇

を

五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇
五〇〇〇
五〇
五〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇
五〇〇〇

に、

五〇
五〇〇
五〇
五〇五
五〇〇
五〇五

を

スポットライト	スポットライト
一台一回	一台一回
二〇〇〇円	三〇〇〇円
五〇〇ワット用	一キロワット用

を

五〇四〇、
五〇四〇、

に、

五〇三、
五〇〇三
五〇〇二
五〇一五
五〇〇三
五〇〇三
五〇一五
五〇三、
五〇四、
五〇三〇、
五〇三〇、

に、

を

五〇六、
五〇三
五〇二
五〇二五
五〇三
五〇三
五〇二五
五〇六、
五〇六、

ラジカセ（CD付）	CD・MDプレーヤー
一台一回	一台一回
五二〇円	五二〇円
	大・小ホール用

に、				展示パネル	雪かご	展示パネル	エレクトーン	に、					
二〇〇円	二〇〇円	五〇円	一〇〇円					八二〇円	一、七四〇円				
を								一枚一回	一式一回	一枚一回	一台一回	を	
二一〇円	二一〇円	六〇円	一一〇円					一枚一回	一式一回	一枚一回	一台一回	八四〇円	一、七八〇円
に、				一一〇円	三〇〇円	一〇〇円	一、七四〇円	に、					
を													

DVDプレーヤー	椅子	スクリーン	スクリーン	OHP	スクリーン	スクリーン	スクリーン
一台一回	一脚一回	スクリーン	スクリーン	一式一回	スクリーン	スクリーン	スクリーン
一、〇四〇円	五〇円	スクリーン	スクリーン	五一〇円	スクリーン	スクリーン	スクリーン
講堂用	ハイバック用	スクリーン	講堂用		スクリーン	スクリーン	スクリーン

に、

一〇〇円	一〇〇円	五一〇円
一一〇円	一一〇円	五二〇円

を

一枚一回	一枚一回	二一〇円	五二〇円	ホールその他用	講堂用
------	------	------	------	---------	-----

に、

五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円
用	用	用	用	用	用	用	用

を

に

を

D V D ・ ビ デ オ プ レ ー ヤ ー

一 台 一 回

一、〇四〇円

大・小ホール用

改める。

付 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正後の東京都北区赤羽会館条例施行規則別表第二の規定は、

この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯施設使用料について適用し、
同日前に承認した使用に係る附帯施設使用料については、なお従前の例による。

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十七号

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号を次のように改める。

一 施設使用料

ア 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつた場合 全額

イ 区の都合によつて使用承認を取り消した場合 全額

ウ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

エ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつた場合 五割

二 附帯設備使用料

前号アからエまでに掲げる場合 全額

別表第二中「四、一一〇円」を「五、〇〇〇円」に、「八二〇円」を「八四〇

円」に、

二〇〇円	五一〇円
------	------

を

二一〇円	五二〇円
------	------

に、「五、一四〇円」を「五、

め、同表大ホール照明設備の部に次のように加える。

ポータブルデイマー	一式	一回	五三〇円	
パライト	一台	一回	五三〇円	

エフェクトマシン	一式	一回	一、一五〇円	種板含む。
ミラーボール	一式	一回	六三〇円	

スクリーン	一枚	一回	五一〇円	
ストリップライト	一台	一回	三〇〇円	一〇〇W・十二灯
ストリップライト	一台	一回	二〇〇円	一〇〇W・八灯
エフェクトマシン	一式	一回	一、一三〇円	種板含む。
ミラーボール	一式	一回	六一〇円	

五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇

に、

に改

を

別表第二中

音響セット（小ホール） （四〇六和室）	ダイレクトボックス	マイクスタンド	仮設スピーカー	レコーダー	レコードプレーヤー	M Dレコーダー
	一式	一台	一台	一台	一台	一台
	一回	一回	一回	一回	一回	一回
	一、 〇二〇円	五三〇円	一一〇円	一、 〇五〇円	一、 〇四〇円	五 一〇円
C D プレーヤー				B C F		
マイク二本・カセ				D S D U S		

五〇 五
五〇 五
五〇 五
五〇 〇 ,
五〇 四

を

五〇 五
五〇 五
五〇 五
五〇 四 〇 ,
五〇 四

に、

に、

を

音響セット（小ホール）	音響セット（四〇六和室）	ミラーボール（小ホール）	ビデオプロジェクター（小ホール）	映像セット（小ホール）	
一式	一式	一台	一台	一式	
一回	一回	一回	一回	一回	
一、五七〇円	一、〇四〇円	三〇〇円	一、五四〇円	二、〇五〇円	
Cツマ Dトマイク プレーヤー	台Cツマ Dトマイク プレーヤー			ビデオテープレコーダー	ビデオテープレコーダー
二本・カセ	二本・カセ			スラ	プレイヤー
	プ リ メ イ ン ア ンプ			イ ド ー 台	
				一 台	
				D V D プ レ ー ヤ ー	
				タ ビ ー 台	
				ビ ー 台	

に、

を

ポータブルプレーヤー	一、 〇二〇〇円	一、 〇二〇〇円	二〇〇円	
	スピーカーカー二台	パワートアンプ・マ	ギターアンプ・ベ	譜面台含む。
一式				
一回				

を

M カセットレコーダ	一、 〇四〇〇円	一、 〇四〇〇円	二一〇円	
	スピーカーカー二台	パワートアンプ・マイ	ギターアンプ・ベ	譜面台含む。
D カセットレコーダ				
CD プレーヤー				

吊スピアカー・天

に、

レクチャー卓	オーバーヘッドプロジェクター
一式	一式
一回	一回
四一〇円	五一〇円
本 アンプ・マイク	スクリーン付

四一〇円	四一〇円
------	------

を

四二〇円	四二〇円
------	------

に、

カラオケセット	ビデオプレーヤー	ポータブルプレーヤー	ライン入力回路
一式	一式	一式	一式
一回	一回	一回	一回
一、二六〇円	四二〇円	五二〇円	二一〇円
ワゴン型	Dブルーレイ・DV	CDラジオカセットレコーダー	

カラオケセット	
一式	
一回	
一、〇二〇円	
ポータブル型	Dプレーヤー

に、

を

ピアノ補助台	一台	一回	一一〇円	
譜面台	一台	一回	六〇円	

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区滝野川会館条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立元気ぷらざ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第九十八号

東京都北区立元氣ぷらぎ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立元氣ぷらぎ条例施行規則（平成十年六月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「次の各号に」を「次に」に、「に係る温水プールの使用料の額は、同表のおとな（高齢者を除く。）の項に掲げる使用料（二時間を超えて使用する場合は超過時間に係る使用料を含む。以下同じ。）の額から五割を減額した額とする」を「については、温水プールの使用料（一時間を超えて使用する場合は超過時間に係る使用料を含む。以下同じ。）を同表のおとな（高齢者）の項に掲げる使用料に減額する」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十九号

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区体育館条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式を次のように改める。

別記第十六号様式中「五」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区体育館条例施行規則別記第七号様式及び第十六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第百号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの規定にかかわらず、体育施設を使用しようとする者のうち、当該体育施設において条例第三条第二項第二号に規定する営利を目的とする行為を行おうとするものは、東京都北区立体育施設営利使用申請書（別記第六号様式の二）により、区長に申請するものとする。

第十条第一項中「第七項」を「第八項」に改める。

付則第二項を削り、付則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中

一	東京都北区立王子プール
二	東京都北区立東田端プール
三	東京都北区立谷端プール
四	東京都北区立西ヶ原プール
五	東京都北区立桐ヶ丘プール

を

- 一 東京都北区立王子プール
- 二 東京都北区立谷端プール
- 三 東京都北区立桐ヶ丘プール

に改める。

別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

申請年月日 年 月 日

東京都北区立体育施設営利使用申請書

東京都北区長 殿

登録番号： 予約番号：
 代表者氏名： 申請者氏名：
 連絡先： 連絡先（自・勤）：
 団体名：
 住所：

下記のとおり申請いたします。

事業名							
事業目的							
事業内容							
参加費・入場料				物品販売		有・無	
No.	施設名	使用年月日	時間帯	使用料	ナイター料	振替	
				備考			
1						有・無	
2						有・無	
3						有・無	

※使用料振替のある場合は、振替欄有に○を付けてください。

施設使用料	
-------	--

--	--

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 団体の役員名簿等
- 3 収支予算書
- 4 その他（チラシ等）

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の東京都北区立体育施設条例施行規則第九条第八項の規定による申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区スペースゆう条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百一号

東京都北区スペースゆう条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区スペースゆう条例施行規則（平成十五年十二月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区スペースゆう条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百二号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「四、九三〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、三九〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区立公園条例施行規則別表第四の規定は、この規則の施行の日以後に承認する利用に係る有料公園施設の使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）について適用し、同日前に承認した利用に係る有料公園施設の使用料については、なお従前の例による。

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百三号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に依じて、それぞれ次の表の下欄を「次の各号に掲げる場合の区分に依じ、当該各号」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がな
- い場合 三百六十万四千円
- 二 加算対象扶養親族等がある場合 三百六十万四千円に次に掲げる額を加算し

た額

イ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に

規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)

ロ 当該加算対象扶養親族等(七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に四十八万円を乗じて得た額

ハ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に六十三万円を乗じて得た額

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第五条の規定は、令和七年一月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給については、令和六年十二月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四百号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に当該扶養親族等」の下に「（三十歳以上七十歳未満の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」を「同法」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和七年一月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、令和六年十二月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百六号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

五 令和六年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金追加支給事務実施要綱（令和六年十二月十三日六北福地第五千四百九十四号）第七条第四項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給するエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金

別表まちづくり部住宅課住宅計画係長の項中「まちづくり部住宅課住宅計画係長」を「まちづくり部住宅課住宅政策係長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第百七号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四十九条及び法施行規則第五十四条」を「第四十二条、法施行規則第四十九条、法施行規則第五十四条及び法施行規則第五十五条の二」に、
「要支援認定及び要支援更新認定」を「介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第七号様式 削除

第九号様式中「東京都七区長様」を「東京都七区長殿」に改め、「指定介護療養型医療施設」を削り、「から」年 月 日から 年 月 日」を「から」

月 日まで」に、

被保険者証

を

被保険者
記号・番号

に、「から

64歳」を「から64歳まで」に、「医療の被保険者証」を「医療保険加入者であることとを確認できるもの」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第九号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百八号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一中「第三条」の下に「、第二十二條」を加える。

別表三から別表五までを次のように改める。

別表三（第十条第一項関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき。	二、〇八〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき。	一、二、〇八〇、〇〇〇円に次に掲げる額を加算した額 一、当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを

<p>除く。）及び当該生計維持児童の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p>	<p>二 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四八〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p>	<p>三 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五三〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p>
---	---	--

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加算対象扶養親族等 条例第四条第一項第一号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。
- 二 生計維持児童 条例第四条第一項第一号に規定する児童をいう。
- 三 七十歳以上同一生計配偶者 七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。
- 四 老人扶養親族 所得税法に規定する老人扶養親族をいう。

五 特定扶養親族等 所得税法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。

別表四（第十条第一項関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等 及び生計維持児童が ないとき。	二、三六〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等 又は生計維持児童が あるとき。	一 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額 二 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四四〇、〇〇〇円を乗じて得た額 （一の規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額

から六〇、〇〇〇円を減じた額)

備考 この表において、加算対象扶養親族等、生計維持児童及び老人扶養親族とは、別表三に規定する加算対象扶養親族等、生計維持児童及び老人扶養親族をいう。

別表五（第十条第二項関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等がないとき。	二、三六〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等があるとき。	<p>二、三六〇、〇〇〇円に次に掲げる額を加算した額</p> <p>一 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p> <p>二 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四四〇、〇〇〇円を乗じて得た額</p> <p>（一の規定により算定された額がない場合にあつては、</p>

当該乗じて得た額から六〇、〇〇〇円を減じた額

備考 この表において、加算対象扶養親族等及び老人扶養親族とは、別表三に規定する加算対象扶養親族等及び老人扶養親族をいう。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表三から別表五までの規定は、この規則の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

一部を改正する規則を公布する。
東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の

令和六年十二月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百九号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成十五年三月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百十号

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則

東京都北区役所庁舎管理規則（昭和五十七年六月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第六条中「、第四庁舎」を削る。

別表第四庁舎及びその敷地の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。